

(第 1 回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 9 月 2 7 日
契 約 業 者 名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社 関東支社
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 番地 2
業 務 の 名 称	R 5 国道 4 号矢板大田原バイパス道路詳細設計業務
業 務 場 所	自) 栃木県矢板市針生地先 至) 栃木県那須塩原市三区町地先
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	・ 工程計画 1 式 ・ 概算工事費算出 1 式 ・ B I M / C I M 作成 1 式 ・ 履行期間を 1 2 3 日間延伸して、令和 7 年 1 月 3 1 日までとする。
履 行 期 間 (自)	令和 6 年 3 月 1 6 日
履 行 期 間 (至)	令和 7 年 1 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 7, 3 0 2, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 5, 3 4 6, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	3 2, 6 4 8, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 工程計画 矢板大田原バイパスに関連する修正設計を踏まえた事業計画等の工程計画が必要となったため、工程計画を追加する。 2. 概算工事費算出 矢板大田原バイパスに関連する修正設計を踏まえた概算工事費算出等が必要となったため、概算工事費算出を追加する。 3. B I M / C I M 作成 受発注者で協議を行い、過年度成果の三次元データを活用して、今後の地元説明、施工及び維持管理データ引き継ぎ等を行うため、B I M / C I M 作成を追加する。 4. 履行期間 上記の内容の追加に伴い、履行期間を 1 2 3 日間延伸して、令和 7 年 1 月 3 1 日までとする。

[標準様式例 7-2]

(第2回、最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和7年1月30日	
契 約 業 者 名	大日本ダイヤコンサルタント株式会社 関東支社	
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心1 1 番地 2	
業 務 の 名 称	R 5 国道 4 号矢板大田原バイパス道路詳細設計業務	
業 務 場 所	自) 栃木県矢板市針生地先 至) 栃木県那須塩原市三区町地先	
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務	
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	・道路予備設計 (A) 1 式 ・道路詳細設計 1 式 ・地元説明資料整理 1 式 ・事業承認資料作成 1 式 ・交差点形状検討 1 式 ・流末処理検討 1 式 ・平面交差点詳細設計 1 式 ・一般構造物詳細設計 1 式 ・打合せ等 1 式 ・履行期間を 5 3 日間延伸し、令和 7 年 3 月 2 5 日までとする。	
履 行 期 間 (自)	令和6年3月16日	
履 行 期 間 (至)	令和7年3月25日	
変 更 前 の 契 約 金 額	3 2 , 6 4 8 , 0 0 0 円 (税込み)	
変 更 金 額	+ 1 , 1 3 3 , 0 0 0 円 (税込み)	
変 更 後 の 契 約 金 額	3 3 , 7 8 1 , 0 0 0 円 (税込み)	

変 更 理 由	1. 道路予備設計 矢板大田原バイパスの土屋交差点付近について、立体交差する市道との道路予備設計（A）が必要となったため、道路予備設計（A）を追加する。 2. 道路詳細設計 矢板大田原バイパスの上石上交差点付近での道路詳細設計（B）について、数量を変更する。（減） 3. 平面交差点詳細設計 平面交差点詳細設計について、数量を変更する。（増） 4. 箱型函渠（2次製品） 土屋交差点付近について、市道横断函渠設計を追加する。 5. 補強土壁詳細設計 土屋交差点付近について、市道横断函渠部分の土留め詳細設計を追加する。 6. 地元説明資料整理 矢板大田原バイパスの設計・用地説明会等に関する資料について、取りまとめ作業や資料整理を追加する。 7. 事業承認資料作成 事業計画変更承認申請書に関する資料作成を追加する。 8. 交差点形状検討 田島通りとの交差部について、交差点形状検討を追加する。 9. 流末処理検討 矢板大田原バイパスの大田原市区間において、排水施設の流末処理検討を追加する。 10. 関係機関協議 本業務で設計を行うにあたり、各関係機関との協議が必要となり、関係機関協議の数量を変更する。（増） 11. BIM／CIM作成 歩道橋モデルを新たに追加する。 12. 履行期間 設計を行うにあたり、関係機関協議数が増えたこと、地元調整に時間を要したこと、現在、事業承認申請が手続き中であることから、履行期間を53日間延伸して、令和7年3月25日までとする。
----------------	---